



令和7年度

# ～地域の絆を深め・広げよう～

## 地域の絆連携活性化事業 実施団体を募集します

### 地域の絆連携活性化事業とは、

町会、自治会等の地縁団体及び地域で公益的活動を行う団体が、相互に協力し、地域の絆を深め、連携を拡充しながら実施する地域の活性化への取組みを支援する事業です。

事業を実施することにより、地域の人と人とのつながり「絆」や他団体との協力、連携、協働を深め広げることにより必要不可欠な経費を補助します。

令和6年度までと  
変更したところは…?

対象となる事業、経費について、  
令和7年度募集要領を確認して下さい。



詳しくは、募集要領の以下のページを確認して下さい。

6ページ：対象とならない事業の例

8ページ：対象とならない経費の例

9～11ページ：補助対象経費・対象外経費一覧

こちらに「対象外」として明記されているものは、  
昨年度まで補助対象だったとしても、令和7年度は補助対象になりませんので、  
ご注意ください。

補助金額は…?

1事業あたり  
原則 25万円を限度とします



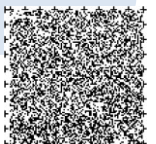
※補助金の審査後、交付予定総額が予算総額を超過する場合は、  
全ての交付決定団体に対して一律の割合で減額した補助金を交付します。

どんな団体が  
申請できるの…?

次のすべての項目にあてはまる団体です



- ① 世田谷区内の町会・自治会等の地縁団体または区内で公益的活動を行う団体であること。
- ② 団体を運営する方の中に区内在住、在勤、在学者が5名以上いること。
- ③ 暴力団またはその統制下にある団体ではないこと。
- ④ 組織的合理的運営ができていないこと。
- ⑤ 団体の活動内容や会計報告に透明性があること。
- ⑥ 宗教活動団体、政治活動団体ではないこと。





どんな事業が  
対象になるの…？

次のすべての要件にあてはまる  
事業です  
(1団体につき1事業)



- ① 地域の活性化に取り組む事業であること。
- ② 自主的かつ継続的に行われ、営利を目的としない公共性・公益性を有する事業であること。
- ③ 町会・自治会等その他の公益的団体が相互に連携、協力して実施する事業であること。
- ④ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに完了する事業であること。
- ⑤ 区民が自由に参加できる事業であって、特定の方のみを対象とする事業ではないこと
- ⑥ 申請時に、具体的な取組みが定まっていること。



申請できる  
期間は…？

募集受付期間は  
令和7年4月1日(火)から令和7年5月20日(火)までです。  
申請書受付窓口に申請書類を提出してください。



### 申請書受付窓口

- 提出先は、団体の主な活動地域にある まちづくりセンターです。
- 各まちづくりセンターの場所、連絡先は、区のホームページ「あなたのまちのまちづくりセンター」をご覧ください。

検索メニュー ⇒ [くらし・手続き](#) ⇒ [まちづくり活動](#) ⇒ [まちづくり活動の支援](#)  
⇒ [あなたのまちのまちづくりセンター](#)

/ ページIDから探す



世田谷区  
SETAGAYA CITY



894

検索



### 募集要領&申請書類

- 募集要領は、各まちづくりセンター、各総合支所地域振興課で配布しているほか、区のホームページからもご覧いただけます。
- 申請書類は、ホームページからダウンロードしてください。

検索メニュー ⇒ [くらし・手続き](#) ⇒ [まちづくり活動](#) ⇒ [助成制度](#)  
⇒ [地域の絆連携活性化補助金](#)

/ ページIDから探す



世田谷区  
SETAGAYA CITY



10711

検索



### お問い合わせ

世田谷総合支所地域振興課

電話 5432-2536

FAX 5432-3032